

中国現地法人の債権回収トラブルを減らす

中国現地法人の与信管理・債権回収の視点と対応

～中国現地法人の中国国内取引について、業績とリスクを正しく把握するために～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2017年 11月 7日(火) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

【開催にあたって】

かつて中国では、「中国人と契約書を交わしても意味がない」「中国ではまともな与信調査はできない」「中国の裁判所は信用できない」といったことがよく言われ、日系企業においても取引先からの支払が多少遅れるのは当たり前、債権回収トラブルも「仕方がない」という声もありました。しかし、昨今では、日系企業各社の中国国内取引は目ざましく拡大し、債権回収に関する問題について「仕方がない」では済まされない状況になってきています。そこで、本セミナーでは、中国における債権回収トラブルの実際と、トラブル防止のための事前の与信管理の留意点を合わせて紹介します。

講師 弁護士法人キャスト パートナー・大阪事務所代表 弁護士 金藤力 氏

講師紹介 日本国弁護士(大阪弁護士会所属)。1998年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録。弁護士登録後は主として訴訟対応業務に約3年間、その後、上場企業法務部においてインハウスローヤーとしてM&Aを含む企業法務全般に約4年間従事した経験をもとに、2008年からは中国業務を主として取り扱っている。

【申込方法】 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含む) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171863-0303 (※)		中国現地法人の与信管理・債権回収の視点と対応	
ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

プログラム

1. 様変わりしつつある中国債権回収事情

- (1) 重要性増す債権管理
- (2) 司法の独立性向上
- (3) 債務不履行に対するペナルティの拡充
- (4) 債権回収に関する最近のトピック

2. 債権回収を見据えた平時の準備

- (1) 取引先の情報把握
- (2) 債権回収の難点
- (3) 契約条項における一般的留意点
- (4) 中国の各種担保制度
- (5) 歴年の取引記録の保存
- (6) 取引先からの支払猶予の依頼には

3. 債権回収リスクの早期発見・認識

- (1) 信用不安チェックポイント
- (2) 会社の「衣替え」に注意
- (3) 企業の「隠れた債務」問題
- (4) 法人登記の簡易抹消制度を受けて
- (5) 時効期間についての法改正

4. 法的手続に至る前の債権回収

- (1) 債権回収のための事前の「仕掛け」
- (2) 債権回収のための「交渉術」
- (3) 人民法院への提訴前の事前相談

5. 提訴から判決まで

- (1) 利用しやすくなった財産保全
- (2) 代理人選定と訴訟・仲裁
- (3) 訴訟手続のスケジュールリング
- (4) 日本よりも事前準備が重要
- (5) 刑事手続での救済、附帯民事訴訟
- (6) 和解条件の設計・提示と決断

6. 強制執行

- (1) 2017年5月1日施行の新規定
- (2) 出資持分、銀行預金、売掛金の強制執行
- (3) 動産の強制執行
- (4) 不動産の強制執行
- (5) 強制執行の終了と、継続監視

※講師とご同業の方のお断りはお断りする場合がございます。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。